

班回覧

新型コロナウイルス感染症について ～陸別町の公共施設等の対応～

5月16日から北海道が緊急事態宣言の対象とされたことにより、町内の公共施設等について、宣言の期間中、営業時間の短縮、臨時休館や使用休止とするものがありますのでお知らせします。

◎5月31日（月）までの期間、営業時間を短縮するもの

- ・公衆浴場（ふれあいの湯） 午後8時まで、及びサウナの利用休止（保健福祉センター）
- ・陸別町観光・物産館 午前9時30分から午後4時30分（産業振興課）

◎5月31日（月）までの期間、臨時休館・休止とするもの

- ・保健センタートレーニング室、多目的室、研修室ほか（保健福祉センター）
- ・ゲートボール場（保健福祉センター）
- ・高齢者交流センター（保健福祉センター）
- ・ふれあいの郷（保健福祉センター）
- ・各地域福祉館等（総務課）
- ・りくべつ宇宙地球科学館〔銀河の森天文台〕（産業振興課）
- ・農畜産物加工研修センター〔一般研修〕（産業振興課）
- ・公民館（教育委員会）
- ・関寛齋資料館（教育委員会）
- ・学校体育館の一般開放（教育委員会）
- ・各体育施設〔パークゴルフ場など〕（教育委員会）

◎当面の間、休館・休止とするもの

- ・野外活動施設〔バーベキューハウス〕（教育委員会）

※今後の状況により、休館・休止等の期間を延長することがあります。

※ご不明な点は、所管する担当にお問い合わせください。

～陸別町新型コロナウイルス感染症対策本部～

【裏面もあります】